経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次 第一章　総則（第一条―第七条） 第二章　業務（第八条―第六十八条） 第三章　子会社等（第六十九条―第七十八条） 第四章　計算（第七十九条―第八十七条） 第五章　監督（第八十八条・第八十九条） 第六章　商工組合中央金庫電子決済等代行業（第八十九条の二―第八十九条の三十） 第七章　指定紛争解決機関（第八十九条の三十一―第八十九条の四十四） 第八章　雑則（第九十条―第九十三条） 附則	目次 第一章　総則（第一条―第七条） 第二章　業務（第八条―第六十八条） 第三章　子会社等（第六十九条―第七十八条） 第四章　計算（第七十九条―第八十七条） 第五章　監督（第八十八条・第八十九条） 第六章　商工組合中央金庫電子決済等代行業（第八十九条の二―第八十九条の三十） （新設） 第七章　雑則（第九十条―第九十三条） 附則
（営業所等の定義等） **第一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第二条第一項及び第二項に規定する種類の変更とは、商工組合中央金庫の本店（第二項に規定する本店をいう。以下同じ。）及び支店（前項に規定する支店をいう。以下この項において同じ。）以外の営業所（以下「出張所」という。）から支店へ並びに支店から出張所への変更をいう。 （営業所等の設置等の届出等） **第二条**　（略） 一　営業所（法第三十一条第一項に規定する休日又は第六十七条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものに限る。）の設置、移転又は廃止をする場合 二　出張所（前号に規定する営業所に該当するものを除く。）の設置、移転又は廃止をする場合 三　営業所（第一号に規定する営業所及び前号に規定する出張所を除き、法第三十一条第一項に規定する休日以外の日の第六十七条第一項に規定する営業時間の全部においてその業務を営むものに限る。）の設置をする場合 四　出張所の種類の変更をする場合 五・六　（略） ２　（略） （外国における営業所の設置等の認可の申請等） **第三条**　（略） ２　（略） 一　当該営業所の設置又は種類の変更が商工組合中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、商工組合中央金庫並びに商工組合中央金庫及びその子会社等（法第二十三条第一項第二号に規定する子会社等をいう。次章を除き、以下同じ。）の自己資本の充実の状況が同項の規定により主務大臣等が定める基準に照らし適当であること。 二・三　（略） ３・４　（略）	（営業所等の定義等） **第一条**　（略） ２・３　（略） ４　法第二条第一項及び第二項に規定する種類の変更とは、商工組合中央金庫の本店（第二項に規定する本店をいう。以下同じ。）及び支店（前項に規定する支店をいう。以下同じ。）以外の営業所（以下「出張所」という。）から支店へ並びに支店から出張所への変更をいう。 （営業所等の設置等の届出等） **第二条**　法第二条第一項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （新設） 一　出張所の設置、移転又は廃止をする場合 （新設） （新設） 二・三　（略） ２　（略） （外国における営業所の設置等の認可の申請等） **第三条**　（略） ２　主務大臣等は、前項の規定による営業所の設置又は種類の変更の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 一　当該営業所の設置又は種類の変更が商工組合中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、商工組合中央金庫並びに商工組合中央金庫及びその子会社等（法第二十三条第一項第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の自己資本の充実の状況が同項の規定により主務大臣等が定める基準に照らし適当であること。 二・三　（略） ３・４　（略）